

○社会福祉法人相模原市社会福祉協議会

地区社会福祉協議会育成費補助金交付要綱

〔平成 2 年 4 月 1 日
制 定〕

改正 平成 3 年 4 月 1 日 平成 4 年 4 月 1 日
平成 5 年 4 月 1 日 平成 7 年 4 月 1 日
平成 17 年 4 月 1 日 平成 18 年 4 月 1 日
平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 4 月 1 日
平成 24 年 4 月 1 日 平成 25 年 4 月 1 日
平成 28 年 4 月 1 日 令和 3 年 4 月 1 日
令和 5 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）に対して補助金を交付し、地区社協活動の促進を図り、地区住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 市社協が地区社協に対して交付する育成費補助金をいう。
- (2) 補助金事業 補助金の交付対象となる事務又は事業をいう。

(補助金事業及び補助金額)

第 3 条 補助金事業及び補助金額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第 4 条 地区社協会長は、補助金の交付を申請しようとするときは補助金交付申請書により次の各号に掲げる書類を添えて市社協会長に提出しなければならない。

- (1) 補助金事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市社協会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 5 条 市社協会長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果補助金を交付すべきと認めたときは、補助金交付決定通知書により通知するものとする。

2 補助金の交付目的を達成するため、前項の補助金交付決定に交付条件を付することができる。

(補助金の請求)

第 6 条 地区社協会長は、補助金の交付を受けようとするときは補助金交付請求書に次の各号に掲げる書類を添えて市社協会長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他市社協会長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 地区社協会長は、補助金の交付を受けた年度が終了したときは、市社協会長が定める期日までに補助金事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市社協会長に提出しなければならない。

- (1) 補助金事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市社協会長が必要と認める書類
(交付決定の取消し及び返還)

第8条 市社協会長は、補助金事業について次の各号のいずれかに該当した場合は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、すでに補助金が交付されているときはその返還を命ずることができる。

- (1) 年度末において、この補助金に残額が生じたとき。
- (2) この要綱の目的に反したとき。
- (3) 書類の記載事項が事実と相違したとき。
- (4) その他不正行為があると認められるとき。

(様式)

第9条 この要綱の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 次の要綱は、これを廃止する。
 - (1) 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会地区社会福祉協議会育成費交付要綱（昭和43年9月1日制定）
 - (2) 地域福祉訪問活動助成費交付要綱（昭和43年9月1日制定）

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 3 条関係

補助金事業名	補助金対象事業及び補助対象経費等	補助金額等
地区社協 活動推進事業	1 補助金対象事業 (1) 情報提供活動 ① 広報紙の発行 ② 福祉講座、講習会の開催 ③ 福祉教育事業 (2) 小地域支えあい活動 ① ふれあいいきいきサロン、子育て サロン等支援 ② ボランティアグループ等支援 ③ 地域の福祉課題の発見、共有、解 決のしくみの運営 (3) その他 上記に含まれない事業 2 補助金対象経費 (1) 研修研究費 (2) 事務消耗品費 (3) 印刷製本費 (4) 通信運搬費 (5) 会議費 (6) 広報費 (7) 保険料 (8) 燃料費 (9) 食材費	1 地区社協活動推進補助金 (1) 基礎事務事業費 36万円を限度に一律補助 (2) 人口等傾斜配分金 予算で定める額を以下の比率で 按分した額 ア 総人口割 市の総人口に対する各地区 の人口比により算出した金額 イ 高齢者人口割 各地区の65歳以上の人口 比により算出した金額 ウ 高齢化率割 各地区の65歳以上高齢化 率(高齢化率20%以上の地区 を対象)による加算額(1%ご とに金額を付加) ※ただし、高齢化率による 加算については全体の状 況を勘案し、決定する。

補助金事業名	補助金対象事業及び補助金対象経費等	補助金額等
ボランティア グループ 育成事業	<p>1 補助金対象団体</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地区社協の事業に積極的に協力していること (2) 定例的に福祉活動を行っていること (3) 地区社協の圏域を主な活動範囲としていること (4) 団体運営が団体構成員の総意により民主的に行われていること (5) 団体の運営規約が制定されていること (6) 予算、決算が適正に処理されていること <p>2 補助金対象経費</p> <p>次に掲げる経費は補助金対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 団体の構成員の飲食にかかる経費 (2) 団体の構成員に対する人件費及び謝礼 (3) 個人又は団体等への寄付金等 (4) 用途が不明な経費 (5) その他市社協会長が適当でないと認める経費 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 団体 5 万円以内 (2) 補助金対象経費額の 3/4 とする